

EU 競争担当相理事会, 「EU における商標システムの将来の改正」を採択

2010 年 5 月 26 日

JETRO ティュッセルト・ルフセンター

EU 競争担当相理事会は, 5 月 25 日に開催された第 3016 回の会合において, 「EU における商標システムの将来の改正 (Future Revision of the trademark system in the European Union)」を採択した。

採択された文書によれば, EU 理事会は欧州委員会に対して, 共同体商標理事会規則 ((EC) No 207/2009) および商標ハーモ指令 (2008/95/EC) について以下の改正提案を提出することを要請している。

- OHIM と加盟国の庁との協力の枠組みを規定する特別条項の導入
- 実務とツールの調和は EU における全ての商標庁が追求すべき目標である点, および, 管理評議会の積極的な参加を伴って, OHIM がこの分野における取組を支え実行すべき点を明確化
- 特に加盟国の庁や欧州の模倣品・海賊版監視部門との協力の発展による, 模倣品対策を含むエンフォースメントに関する活動への OHIM の参加のための明確な法的根拠の確立
- 商標の保護, 促進, 模倣品対策を含むエンフォースメントに密接に関連した目的のために利用される加盟国の庁によって利用可能な資金を確保するための, OHIM の更新料の 50%程度を加盟国の庁に分配するための法的根拠の設立と, それぞれの加盟国の庁に適用可能な財源の仕組みに配慮した適切なメカニズムの導入
- 必要に応じて, 共同体商標と加盟国の商標システムとの間の相補的な関係を支えることを目的とした改正やその他の手段
- 商標に関する加盟国の法律を共同体商標理事会規則と更に整合させ, 欧州全体の商標システムにおける多様化を減らす更なる貢献するための, 商標ハーモ指令による手段

他方, 欧州委員会の域内市場・サービス総局は, 共同体商標制度と各国の商標制度の現状分析と将来的な発展のための可能性の特定を目的として, 「欧州における商標シス

テムの全般的な機能に関する研究」のプロジェクトを立ち上げ、マックス・プランク知的財産法・競争法・租税法研究所が研究を実施している。現在、マックス・プランク研究所は関係機関やユーザーからの意見を取りまとめているところであり、その結論が出る前に今回の採択に至った点についてはユーザーから懸念が示されている。AIM (European Brand Association), Business Europe, ECTA (European Communities Trade Mark Association), INTA (International Trademark Association), MARQUES のユーザー5 団体は今回の採択に先立ち、5月4日付で共同声明を発表しており、特に、模倣品対策における OHIM の役割を明確化する点と、共同体商標の更新料の 50%を加盟国の庁に分配する点については、マックス・プランク研究所の報告結果を待つべきとの意見を表明していた。

— EU 理事会のプレスリリースは、以下参照 (第 18 頁) —

[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/intm/114631.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/intm/114631.pdf)

— EU 理事会が採択した文書は、以下参照 —

<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/10/st09/st09412.en10.pdf>

— ユーザー5 団体から公表された意見は、以下参照 (Business Europe のホームページ) —

<http://www.busesseurope.eu/content/default.asp?PageID=568&DocID=26408>

— 「欧州における商標システムの全般的な機能に関する研究」については、欧州知的財産ニュース 2010 年 1~2 月号 (Vol.36) 参照 —

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100120.pdf>

(以上)